

地方自治法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表

目次

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一条関係）	1
○ 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（第二条関係）	112
○ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第七七号）（第三条関係）	113
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）（第四条関係）	115
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第五条関係）	120
○ 激甚 <sup>じく</sup> 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）（第六条関係）	121
○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第七条関係）	123
○ 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）（附則第六条関係）	130
○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（附則第七条関係）	131

改正後	現行
<p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第二章 直接請求</p> <p>第一節 条例の制定及び監査の請求</p> <p>第九十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、これらの規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内</p>	<p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第二章 直接請求</p> <p>第一節 条例の制定及び監査の請求</p> <p>第九十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 条例制定又は改廃請求代表者は、前項の規定により署名し印を押すことを求めるための委任をしたときは、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を文書をもつて当該普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。</p> <p>④ 第一項及び第二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、これらの規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県にあつては六十二日以内、市町村にあつては三十一日以内とする。</p>

、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。

④・⑤ (略)

第九十三条 条例制定又は改廃請求者署名簿は、都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに、これを作製しなければならない。

第九十三条の二 都道府県又は指定都市に関する請求につき当該請求に係る区域の一部について第九十二条第三項ただし書の規定の適用がある場合には、条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿が作製される区域ごとに同項の規定を適用したとしたならば当該区域における同項に規定する期間が満了することとなる日の翌日から十日を経過する日までに、当該区域に係る条例制定又は改廃請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りではない。

② (略)

第九十四条 条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印を押した者の数が地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数となつたときは、条例制定又は改廃請求代表者は、第九十二条第三項の規定による期間満了の日(同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に

⑤・⑥ (略)

第九十三条 条例制定又は改廃請求者署名簿は、都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)に関する請求にあつては区ごとに、これを作製しなければならない。

第九十三条の二 都道府県又は指定都市に関する請求につき当該請求に係る区域の一部について第九十二条第四項ただし書の規定の適用がある場合には、条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿が作製される区域ごとに同項の規定を適用したとしたならば当該区域における同項に規定する期間が満了することとなる日の翌日から、それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過する日までに、当該区域に係る条例制定又は改廃請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りではない。

② (略)

第九十四条 条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印を押した者の数が地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数となつたときは、条例制定又は改廃請求代表者は、第九十二条第四項の規定による期間満了の日(同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に

規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求者署名簿(署名簿が二冊以上に分れているときは、これらを一括したもの)を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

②④ (略)

第九十六条 地方自治法第七十四条第一項の規定による請求は、同法第七十四条の二第六項の規定により返付を受けた条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、条例制定若しくは改廃請求代表者において不服がないとき、又は条例制定若しくは改廃請求代表者においてした審査の申立て若しくは訴訟の裁決若しくは判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求書に同法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の有効署名があることを証明する書面及び条例制定又は改廃請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。

② (略)

第九十七条 (略)

② 前条第一項の請求があつた場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては三日以内の期限を付してこれを補正させなければならない。

規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求者署名簿(署名簿が二冊以上に分れているときは、これらを一括したもの)を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

②④ (略)

第九十六条 地方自治法第七十四条第一項の規定による請求は、同法第七十四条の二第六項の規定により返付を受けた条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、条例制定若しくは改廃請求代表者において不服がないとき、又は条例制定若しくは改廃請求代表者においてした審査の申立て若しくは訴訟の裁決若しくは判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求書に同法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の有効署名があることを証明する書面及び条例制定又は改廃請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。

② (略)

第九十七条 (略)

② 前条第一項の請求があつた場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内の期限を付けてこれを補正させなければならない。

第九十八条の三 地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合には、市町村の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に関する規定とみなす。ただし、同法第七十四条の二第十項の規定による送付については、市の選挙管理委員会を経由するものとする。

② この節中市町村に関する規定は、指定都市にあつては、これを区に関する規定とみなす。ただし、第九十二条第三項から第五項までの規定については、この限りでない。

第九十八条の四 普通地方公共団体の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求署名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、命令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

第九十九条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)

第九十八条の三 地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合には、市町村の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に関する規定とみなす。但し、同法第七十四条の二第十項の規定による送付については、市の選挙管理委員会を経由するものとする。

② 本節中市町村に関する規定は、指定都市にあつては、これを区に関する規定とみなす。但し、第九十二条第四項から第六項までの規定については、この限りでない。

第九十八条の四 普通地方公共団体の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求署名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求のための署名収集委任届出書、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、命令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

第九十九条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十二条	当該普通地方公共団体の	監査委員
第三項	長	

第九十二条 第三項及び 第四項 (略)	(略)	(略)
------------------------------	-----	-----

第二節 解散及び解職の請求

第百条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第七十六条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)
第九十二条 第三項及び 第四項 第九十四条 第一項	(略)	(略)
第九十二条 第三項及び 第四項 第九十四条 第一項	(略)	三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一

第九十二条 第四項及び 第五項 (略)	(略)	(略)
------------------------------	-----	-----

第二節 解散及び解職の請求

第百条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第七十六条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十二条 第三項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙 管理委員会（当該請求が 都道府県又は指定都市に 関する場合に限る。）
第九十二条 第四項及び 第五項 第九十四条 第一項	(略)	(略)
第九十二条 第四項及び 第五項 第九十四条 第一項	(略)	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と

	(略)	第九十六条	第一項
	(略)	(略)	五十分の一
<p>を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超える八十万以下の場合に於てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得</p>

	(略)	第九十六条	第一項
	(略)	(略)	五十分の一
<p>四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超える場合に於ては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>

(略)	(略)	(略)	第九十七条	(略)	(略)	た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
			第一項	五十分の一	(略)	三分の一(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

第百六条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二ま

(略)	(略)	(略)	第九十七条	(略)	(略)	(略)
			第一項	五十分の一	(略)	三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

第百六条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二ま



で、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第

で、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第

二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三並びに第四百二十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十一条	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	賛否又は
第四項		
(略)	(略)	(略)

第八十八条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体

八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三並びに第四百二十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十一条	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	賛否
第四項		
(略)	(略)	(略)

第八十八条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体

の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条 第一項	(略)	(略)	(略)	第四十六条 第一項	第四十八条第一項	地方自治法第八十五条第一項において準用する第四十八条第一項	賛否	が指示する賛否	の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に	同法第八十五条第一項に
第四十六条 の二第二項	第四十六条 の二第二項	第四十八条第一項	第四十八条第一項	第四十六条 の二第二項	第四十八条第一項	第四十八条第一項	賛否	が指示する賛否	の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に	同法第八十五条第一項に
第四十六条 の二第二項	第四十六条 の二第二項	第四十八条第一項	第四十八条第一項	第四十六条 の二第二項	第四十八条第一項	第四十八条第一項	賛否	が指示する賛否	の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に	同法第八十五条第一項に

の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)	第六十八條 第九項 第六十二條	(略)	
(略)	第六十八條 第九項 第六十二條	(略)	「公職の候補者の氏名」 公職の候補者に対して○ の記号 公職の候補者の氏名のほ か、他事を記載したもの 。ただし、職業、身分、 住所又は敬称の類を記入 したものは、この限りで ない。 公職の候補者の氏名を自 書しないもの 公職の候補者の何人 公職の候補者のいずれに 対して○の記号
(略)	二人以上の公職の候補者 の氏名を	(略)	おいて準用する第六十八 條第一項第一号 「賛否をともし」 賛成の記載欄及び反対の 記載欄のいずれにも○の 記号を 賛否のほか、他事を記載 したもの 賛否を自書しないもの 賛否 賛成の記載欄又は反対の 記載欄のいずれに對して ○の記号を記載したか

(略)	第六十二條 第九項	(略)	
(略)	(新設)	(略)	
(略)	(新設)	(略)	

第二百三十 七条の二第 一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	指示する	賛否又は
(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

② (略)

第九十九条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十二条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項

第二百三十 七条の二第 一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	衆議院議員又は参議院議員の選挙	賛否
(略)	(略)	(略)	(略)
第二百六十 三条	国庫	普通地方公共団体の議会の解散の投票	当該普通地方公共団体

② (略)

第九十九条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十二条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十八条の二第二項（第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、

(同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。)、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第五十六条(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一条から第一百六条まで、第一百八条、第十一章、第二百二十六条、第二百二十九条、第三百十條第一項第一号から第三号まで、第三百三十一條第一項第一号から第三号まで及び第三項、第三百三十六條の二第二項、第三百三十九條ただし書、第四百十條の二(選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。)、第四百四十一条から第四百七十七條の二まで、第四百四十八條第二項及び第三項、第四百四十八條の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第四百六十一条から第六十四条の五まで、第四百六十四条の七、第四百六十五条の二、第四百六十七條から第四百七十二條の二まで、第四百七十五條から第四百七十七條まで、第四百七十八條の二、第四百七十八條の三、第四百七十九條第一項及び第三項、第四百七十九條の二から第四百九十七條まで、第四百九十七條の二第二項から第五項まで、第四百九十九條の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百四條、第二百五條第二項から第五項まで、第二百八條、第二百九條第二項、第二百九條の二から第二百一十一條まで、第二百一十三條(訴訟に関する部分を除く。)、第二百一十六條、第二百一十七條、第二百一十九條第一項(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第二十五条から第

第五十六条(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八條第一項第二号から第五号まで及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八條の二、第七十五条第二項、第七十七條第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九條の二まで、第一百條第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一条から第一百六條まで、第一百八條、第十一章、第二百二十六條、第二百二十九條、第三百十條第一項第一号から第三号まで、第三百三十一條第一項第一号から第三号まで及び第三項、第三百三十六條の二第二項、第三百三十九條ただし書、第四百十條の二(選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。)、第四百四十一条から第四百七十七條の二まで、第四百四十八條第二項及び第三項、第四百四十八條の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第四百六十一条から第四百六十四條の五まで、第四百六十四條の七、第四百六十五條の二、第四百六十七條から第四百七十二條の二まで、第四百七十五條から第四百七十七條まで、第四百七十八條の二、第四百七十八條の三、第四百七十九條第一項及び第三項、第四百七十九條の二から第四百九十七條まで、第四百九十七條の二第二項から第五項まで、第四百九十九條の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百五條第二項から第五項まで、第二百八條、第二百九條第二項、第二百九條の二から第二百一十一條まで、第二百一十三條(訴訟に関する部分を除く。)、第二百一十六條、第二百一十七條、第二百一十九條第一項(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第二十五条から第二十九條まで及び第三十一条に関する部分に限る。)、及び第二項、第二百二十條第二項、第二百一十一條第三項第三号及び第四号、第二百二十三條の二、第二百二十四條

二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。)及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項第三号及び第四号、第二百二十三号の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五号の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六号の二、第二百三十八号の二、第二百三十九号第二項、第二百三十九号の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項第一号(公職選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。)、第二項及び第三項、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項(在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。)、同条第二項(同法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。)、第二百七十条の二(同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。)並びに第二百七十一条から第二百七十二号までの規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票には、準用しない。

第一百十條 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十条第一項の規定

の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六号第一項及び第二項、第二百三十六号の二、第二百三十八条の二、第二百三十九号第二項、第二百三十九号の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条第四号(第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四条第一項から第三項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項(在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。)、同条第二項(第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。)、第二百七十条の二(第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。)並びに第二百七十一条から第二百七十二号までの規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票には、準用しない。

第一百十條 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十条第一項の規定

による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。  
 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)
第九十二条 第三項及び 第四項	(略)	(略)
第九十四条	(略)	(略)
第一項	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一

による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。  
 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十二条 第三項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会（当該請求が都道府県又は指定都市に關する場合に限る。）
第九十二条 第四項及び 第五項	(略)	(略)
第九十四条	(略)	(略)
第一項	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）



	(略)	第九十六条	第一項		(略)	第九十七条	第一項
	(略)	(略)	五十分の一		(略)	(略)	五十分の一
<p>を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>		(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一</p>

	(略)	第九十六条	第一項		(略)	第九十七条	第一項
	(略)	(略)	五十分の一		(略)	(略)	五十分の一
<p>(略)</p>	(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>		(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と</p>

(略)	(略)	(略)	を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
-----	-----	-----	---

第百十三条 第百条の二、第百三条から第百五条まで、第百七条、第百八条第二項、第百九条（公職選挙法第十二条第一項及び第四項、第十五条、第十五条の二第四項並びに第二百七十一条に関する部分を除く。）、第百九条の二及び第百九条の三の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、第百条の二第一項中「前条」とあり、及び第百四条第一項中「第百条」とあるのは、「第百十条」と読み替えるものとする。

第百十四条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二

(略)	(略)	(略)	四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
-----	-----	-----	---------------------------

第百十三条 第百条の二、第百三条から第百五条まで、第百七条、第百八条第二項、第百九条（公職選挙法第十二条第一項及び第四項、第十五条、第十五条の二第四項、第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書並びに第二百七十一条に関する部分を除く。）、第百九条の二及び第百九条の三の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、第百条の二第一項中「前条」とあり、及び第百四条第一項中「第百条」とあるのは、「第百十条」と読み替えるものとする。

第百十四条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二

まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九  
九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、  
第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第  
一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受け  
た者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八  
項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投  
票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例  
代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に  
関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分  
に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第  
五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院  
比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から  
第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八  
項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外  
選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選  
挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び  
第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部  
分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項ま  
で、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除  
く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候  
補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参  
議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一  
条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで  
、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（  
在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び

まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十  
九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、  
第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（第五十九条  
の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限  
る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選  
挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る  
。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に  
関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、  
第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五  
項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院  
比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選  
挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、  
第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に  
関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部  
分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関  
する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九  
条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。  
）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六  
十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二  
第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する  
部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に  
関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する  
部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選  
挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分  
を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から

第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三、第四百四十二条の三、第四百四十二条並びに第四百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
第四十一条	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	賛否又は	
第四項			
第五十六条	（略）	（略）	
第一項及び	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	賛否	

第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三、第四百四十二条並びに第四百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
第四十一条	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名	
第四項			
第五十六条	（略）	（略）	
第一項及び	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	普通地方公共団体の議会の議員の氏名	

第二項	第五十六條	公職の候補者一人の氏名	賛否
第四項	第五十六條	公職の候補者の氏名	賛否
第五項	第五十九條	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	賛否
第五十九條の五	第五十九條の五の二	公職の候補者一人の氏名	賛否
(略)	(略)	(略)	(略)

第二項	第五十六條	選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名
第四項	第五十六條	公職の候補者の氏名	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名
第五項	第五十九條	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	普通地方公共団体の議会の議員の氏名
第五十九條の五	第五十九條の五の二	選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名
(略)	(略)	(略)	(略)

第百十五條 地方自治法第八十五條第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十六條	当該選挙の公職の候補者	賛否
第一項	一人の氏名	
第四十六條	条例で	選挙管理委員会が
の二第一項	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうち	普通地方公共団体の議会の議員の解職に賛成する

(略)	(略)	(略)
第四十六條	当該選挙の公職の候補者	普通地方公共団体の議会の議員の氏名
第一項	一人の氏名	
(新設)	(新設)	(新設)

第四十六條 の二第二項	<p>その投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄</p> <p>ときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄</p> <p>地方自治法第八十五条第一項において準用する第四十八条第一項</p>	第四十八條第一項	<p>当該選挙の公職の候補者の氏名</p> <p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名</p> <p>公職の候補者一人に対して</p> <p>第六十八条第一項第一号</p> <p>「公職の候補者の氏名」</p> <p>公職の候補者に対して○の記号</p> <p>公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものである。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入</p>	<p>賛否</p> <p>が指示する賛否</p> <p>の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に</p> <p>同法第八十五条第一項において準用する第六十八条第一項第一号</p> <p>「賛否をともに」</p> <p>賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも○の記号を</p> <p>賛否のほか、他事を記載したもの</p>
(新設)		(新設)		
(新設)				

第六十八條 第一項第六 号及び第七	第六十八條 第一項第四 号	(略)	公職の候補者の氏名 二人以上の公職の候補者 の氏名を	公職の候補者の何人 公職の候補者のいずれに 対して○の記号	当該選挙の公職の候補者 の氏名	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。）一人の氏名 、一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称 又は一の参議院名簿届出 政党等の名称若しくは略 称	(略)	賛否をともに	賛否	賛成の記載欄又は反対の 記載欄のいずれに對して ○の記号を記載したか	公職の候補者の氏名を自 書しないもの	公職の候補者の氏名を自 書しないもの	したものは、この限りで ない。
		(略)											

第六十八條 第一項第六 号及び第七	第六十八條 第一項第二 号	(略)	公職の候補者でない者	公職の候補者が指示する公 職の候補者（公職の候補 者たる参議院名簿登載者 を含む。）一人の氏名、 一の衆議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称又 は一の参議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称	当該選挙の公職の候補者 の氏名	当該選挙人が指示する公 職の候補者（公職の候補 者たる参議院名簿登載者 を含む。）一人の氏名、 一の衆議院名簿届出政党 等の名称若しくは略称又 は一の参議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称	(略)	普通地方公共団体の議会 の議員でない者	普通地方公共団体の議会 の議員の氏名	普通地方公共団体の議会 の議員の氏名	普通地方公共団体の議会 の議員の氏名	普通地方公共団体の議会 の議員の氏名	普通地方公共団体の議会 の議員の氏名
		(略)											

第七條の二第 第二百三十	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載	指示する	指示に従い	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	公職の候補者の何人を記載したか	賛否	第六十八條 第一項第八 号	号
第七條の二第 第二百三十	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載	指示する	指示に従い	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	公職の候補者の何人を記載したか	賛否又は	第六十八條 第一項第八 号	号

第七條の二第 第二百三十	選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	○の記号	選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	規定により公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	公職の候補者の何人	賛否のいずれか又は何人	第六十八條 第一項第八 号	号
第七條の二第 第二百三十	選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	○の記号	選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	規定により選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名	公職の候補者の何人	賛否のいずれか又は何人	第六十八條 第一項第八 号	号



二項	者を含む。)の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	(略)
第二百五十五條第一項	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第二百五十五條第三項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出	賛否

二項	る参議院名簿登載者を含む。)の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	議会の議員の氏名
第二百五十五條第一項	選挙人が指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名
第二百五十五條第三項	選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名

② (略)

(削除)	政党等の名称若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

第百十六条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十一条第一項の規定による普通地方公共団体の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(略)
第九十二条 第三項及び 第四項	(略)	(略)	(略)

② (略)

第二百六十 三条	衆議院議員又は参議院議員の選挙 国庫	の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称 公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名
(略)	(略)	(略)	(略)
第九十二条 第四項及び 第五項	(略)	(略)	(略)

第百十六条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十一条第一項の規定による普通地方公共団体の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第九十二条 第三項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会（当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。）	(略)
第九十二条 第四項及び 第五項	(略)	(略)	(略)

第九十四条 第一項	(略)	(略)	第九十六条 第一項	五十分の一	三分の一(その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を乗じて得た数とを合算して得た数)
(略)	(略)	五十分の一	(略)	三分の一(その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を乗じて得た数とを合算して得た数)	(略)

第九十四条 第一項	(略)	(略)	第九十六条 第一項	五十分の一	三分の一(その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を乗じて得た数とを合算して得た数)
(略)	(略)	五十分の一	(略)	三分の一(その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を乗じて得た数とを合算して得た数)	(略)

	(略)	第九十七条	第一項
	(略)	(略)	五十分の一
<p>その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超える八十万以下の場合に於てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>

	(略)	第九十七条	第一項
	(略)	(略)	五十分の一
	(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超える場合に於ては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

第百十六條の二 第百條の二、第百三條から第百五條まで、第百七條、第百八條第二項、第百九條、第百九條の二、第百九條の三、第百一一條及び第百十二條の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、第百條の二第一項中「前條」とあり、及び第百四條第一項中「第百條」とあるのは、「第百十六條」と読み替えるものとする。

第百十七條 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條、第四十九條の三、第四章の三、第五章（第五十條第七項、第五十三條第一項（同令第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五條第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六條第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九條の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の六から

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

第百十六條の二 第百條の二、第百三條から第百五條まで、第百七條、第百八條第二項、第百九條（公職選挙法第六十八條第一項第二号及び第六号ただし書に関する部分を除く。）、第百九條の二、第百九條の三、第百一一條及び第百十二條の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、第百條の二第一項中「前條」とあり、及び第百四條第一項中「第百條」とあるのは、「第百十六條」と読み替えるものとする。

第百十七條 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條、第四章の三、第五章（第五十條第七項、第五十三條第一項（第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五條第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六條第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九條の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の六から第五十九條の八まで、

第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

げる字句に読み替えるものとする。

第四十一項	(略)	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	(略)	賛否又は
第五十六條 第一項及び 第二項	(略)	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	(略)	賛否
第五十六條 第四項	(略)	公職の候補者一人の氏名	(略)	賛否
第五十六條 第五項	(略)	公職の候補者の氏名	(略)	賛否
第五十九條 の五	(略)	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	(略)	賛否
第五十九條 の五の二	(略)	公職の候補者一人の氏名	(略)	賛否

ものとする。

第四十一項	(略)	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	(略)	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名
第五十六條 第一項及び 第二項	(略)	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	(略)	普通地方公共団体の長の氏名
第五十六條 第四項	(略)	選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名	(略)	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名
第五十六條 第五項	(略)	公職の候補者の氏名	(略)	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名
第五十九條 の五	(略)	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	(略)	普通地方公共団体の長の氏名
第五十九條 の五の二	(略)	選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名	(略)	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名

(略) (略) (略)

第百十八条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十六条 第一項	当該選挙の公職の候補者 一人の氏名	賛否
第四十六条 の二第二項	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄	普通地方公共団体の長の解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄
第四十六条 の二第二項	第四十八条第一項 当該選挙の公職の候補者の氏名 公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名 公職の候補者一人に対し	選挙管理委員会が 普通地方公共団体の長の解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄
		地方自治法第八十五条第一項において準用する第四十八条第一項 賛否 が指示する賛否 の指示に従い賛成の記載

(略) (略) (略)

第百十八条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十六条 第一項	当該選挙の公職の候補者 一人の氏名	普通地方公共団体の長の氏名
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)



第四十八條 第一項	当該選挙の公職の候補者の氏名	第六十八條第一項第一号	欄又は反対の記載欄に
		同法第八十五條第一項において準用する第六十八條第一項第一号	
第四十八條 第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名	公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものである。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。	賛否のほか、他事を記載したものを
		公職の候補者の氏名を自書しないもの	賛否を自書しないもの
	公職の候補者の何人	賛否	賛否
	公職の候補者のいずれに對して○の記号	賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに對して○の記号を記載したか	

第四十八條 第一項	当該選挙人が指示する公職の候補者	普通地方公共団体の長の氏名	
		当該選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名	
第四十八條 第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者	普通地方公共団体の長の氏名	
		当該選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名	

	<p>、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	
<p>(略)</p> <p>第六十八条 第一項第四号</p>	<p>(略)</p> <p>二人以上の公職の候補者の氏名を</p>	<p>(略)</p> <p>賛否をともに</p>
<p>第六十八条 第一項第六号及び第七号</p>	<p>公職の候補者の氏名</p>	<p>賛否</p>
<p>第六十八条 第一項第八号</p>	<p>公職の候補者の何人を記載したか</p>	<p>賛否</p>
<p>(略)</p> <p>第二百三十七條の二第一項</p>	<p>(略)</p> <p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して</p>	<p>(略)</p> <p>賛否又は</p>

	<p>を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	
<p>(略)</p> <p>第六十八条 第一項第二号</p>	<p>(略)</p> <p>公職の候補者でない者</p>	<p>(略)</p> <p>普通地方公共団体の長でない者</p>
<p>第六十八条 第一項第六号及び第七号</p>	<p>公職の候補者の氏名</p>	<p>普通地方公共団体の長の氏名</p>
<p>第六十八条 第一項第八号</p>	<p>公職の候補者の何人</p>	<p>賛否のいずれか又は何人</p>
<p>(略)</p> <p>第二百三十七條の二第一項</p>	<p>(略)</p> <p>規定により公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記</p>	<p>(略)</p> <p>規定により選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名</p>

<p>第二百三十七条の二第二項</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>賛否</p>	<p>指示する</p>	<p>指示に従い</p>
<p>第二百五十五 五条第一項</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。） 一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議</p>	<p>賛否</p>	<p>指示する</p>	<p>指示に従い</p>

<p>第二百三十七条の二第二項</p>	<p>○の記号 選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名</p>	<p>号</p>	<p>選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して</p>
<p>第二百五十五 五条第一項</p>	<p>選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは</p>	<p>選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名</p>	<p>号</p>	<p>選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して</p>

(削除)	(削除)	(削除)	院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	公職の候補者の一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否	賛否
			院名簿届出政党等の名称若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	公職の候補者の一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否	賛否

第二百二十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事

第二百六十 三条	国庫	衆議院議員又は参議院議員の選挙	略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名
			は略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名	選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名

第二百二十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事

若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	第九十二条 第三項及び 第四項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第九十四条 第一項	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	第九十二条 第四項及び 第五項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第九十四条 第一項	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える数にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

第九十六条 第一項	(略)	(略)
第九十七条 第一項	五十分の一	(略)
	(略)	(略)
	五十分の一	三分の一(その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を乗じて得た数とを合算して得た数)

第九十六条 第一項	(略)	(略)
第九十七条 第一項	五十分の一	(略)
	(略)	(略)
	五十分の一	三分の一(その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を乗じて得た数とを合算して得た数)

(略)	(略)	(略)
		その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

第十一章 補則

第百八十四条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條の三、第四章の三、第五章(第五十條第七項、第五十三條第一項(同令第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)、第五十五條第六項及び第七項、同条第八項及び第九項(公職選挙法第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。)、第五十六條第一項及び第五項(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九條の三第一項(在外投票に関する部分に限る。)、同条第五項(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第五十九條の五(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選

(略)	(略)	(略)

第十一章 補則

第百八十四条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四章の三、第五章(第五十條第七項、第五十三條第一項(第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)、第五十五條第六項及び第七項、同条第八項及び第九項(公職選挙法第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。)、第五十六條第一項及び第五項(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九條の三第一項(在外投票に関する部分に限る。)、同条第五項(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第五十九條の五(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する

出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条、第八十一条、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第二百二十九条第一項、第二百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百十二条の三並びに第四百十六条の規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十一条の二	その抄本を用いて選挙された衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の	賛否の投票の結果が確定するまでの間
---------	--	-------------------

部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条、第八十一条、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第二百二十九条第一項、第二百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百十二条の三並びに第四百十六条の規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票について準用する。この場合において、同令第二十二条の二中「その抄本を用いて選挙された衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果が確定するまでの間」、同令第四十一条第四項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）」の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号」とあるのは「賛否」、同令第四十五条中「当該選挙に係る衆議院議員、参議



	第四十一条	任期間 公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	賛否又は
	第四十五条	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	賛否の投票の結果が確定するまでの間
	第五十六条 第一項及び 第二項	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	賛否
	第五十六条 第四項	公職の候補者一人の氏名	賛否
	第五十六条 第五項	公職の候補者の氏名	賛否
	第五十九条 の五	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	賛否
	第五十九条 の五の二	公職の候補者一人の氏名	賛否
	第七十二条	同一の公職の候補者（公	賛否の投票数

院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果が確定するまでの間」、同令第五十六条第一項及び第二項並びに第五十九条の五中「当該選挙の公職の候補者一人の氏名」とあり、同令第五十六条第四項及び第五十九条の五の二中「公職の候補者一人の氏名」とあり、並びに同令第五十六条第五項中「公職の候補者の氏名」とあるのは「賛否」、同令第七十二条中「同一の公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、同一の衆議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政党等の得票数（参議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政党等の得票数）に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）」とあり、及び同令第七十三条中「各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数）に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）」とあるのは「賛否の投票数」、同令第七十七条第一項中「当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果が確定するまでの間」、同令第八十四条中「各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等の得票数）に係る各参議院名簿届出政党等の得票数に於ては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）」とあるのは「賛否の投票数」、同令第八十六条第一項中「当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の

	<p>職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、同一の衆議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政党等の得票数（参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）</p>
第七十三条	<p>各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得</p>
賛否の投票数	

議員若しくは長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果が確定するまでの間」と読み替えるものとする。

	<p>第七十七条 第一項</p> <p>当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間</p>	<p>票数を含むものをいう。</p>
<p>第八十四条</p>	<p>各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。）</p>	<p>賛否の投票の結果が確定するまでの間</p>
<p>第八十六条 第一項</p>	<p>当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間</p>	<p>賛否の投票の結果が確定するまでの間</p>

第百八十五条 公職選挙法第二百六十三条第一号から第四号まで及び第五号の規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票について準用する。

第百八十六条 地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十一条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条 第一項	当該選挙の公職の候補者 一人の氏名	賛否
第四十六条 の二第二項	条例で 投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄	選挙管理委員会が一の普通地方公共団体にみに適用される特別法に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄
第四十六条 の二第二項	第四十八条第一項 当該選挙の公職の候補者の氏名	地方自治法第二百六十二条第一項において準用する第四十八条第一項 賛否
	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載	が指示する賛否

第百八十五条 地方自治法第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法第二百六十三条第一号から第四号まで及び第五号の規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票にこれを準用する。

第百八十六条 地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十一条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第四十六条第一項中「当該選挙の公職の候補者一人の氏名」とあり、同法第四十八条第一項中「当該選挙の公職の候補者の氏名」とあり、同条第二項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」とあり、及び同法第五十二条中「被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称」とあるのは「賛否」、同法第六十二条第八項中「第二項」とあるのは「地方自治法施行令第百八十二条第一項又は第三項」、同法第六十八条第一項第六号及び第七号中「公職の候補者の氏名」とあり、並びに同項第八号中「公職の候補者の何人を記載したか」とあるのは「賛否」、同法第七十一条中「当該選挙にかかる議員又は長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果が確定するまでの間」、同法第七十六条中「第六十二条」とあるのは「第六十二条第八項」、同法第八十条第一項中「各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。）」、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。）」とあり、同条第

者を含む。一人の氏名	公職の候補者一人に対して	の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に
第六十八条第一項第一号	「公職の候補者の氏名」	同法第二百六十二条第一項において準用する第六十八条第一項第一号
公職の候補者に対して○の記号	公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものを。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。	「賛否をともに」 賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも○の記号を
公職の候補者の氏名を自書しないもの	公職の候補者の何人	賛否を自書しないもの
公職の候補者のいずれに対しても○の記号	公職の候補者の氏名を自書しないもの	賛否
公職の候補者の氏名	当該選挙の公職の候補者の氏名	賛否
第四十八条	第一項	賛否
第四十八条	第一項	賛否

二項中「各公職の候補者の得票総数」とあり、及び同条第三項中「各公職の候補者、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数」とあるのは「賛否の投票総数」、同法第八十三条第二項中「当該選挙に係る議員又は長の任期間」とあり、及び同条第三項中「当該選挙にかかる議員又は長の任期間」とあるのは「賛否の投票の結果が確定するまでの間」、同法第三百三十五条中「第八十八条に掲げる者」とあるのは「投票管理者、開票管理者及び選挙長」、同法第三百三十八条第二項中「特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称」とあり、及び同法第三百三十八条の三中「公職に就くべき者」とあるのは「一の普通地方公共団体のみに適用される特別法についての賛否」、同法第二百六条第一項中「当選」とあるのは「賛否の投票の結果」、第一百一条の三第二項又は第二百六条第二項の規定による告示の日」とあるのは「地方自治法施行令第八十三条第一項の公表の日」、同法第二百七条第二項中「地方公共団体の議会の議員及び長の当選」とあり、及び同法第二百九条第一項中「当選」とあるのは「賛否の投票の結果」、同法第二百九条第一項中「おける当選」とあるのは「おける賛否の投票の結果」、同法第二百二十六条第二項、第二百二十七条及び第二百二十八条第一項中「被選挙人の氏名」とあり、同法第二百三十七条の二第一項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号」とあり、同条第二項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」とあり、同法第二百五十五条第一項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。）

第二項	補者たる参議院名簿登載者を含む。一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第五十二条	被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称	賛否
第六十二条 第八項	第二項	地方自治法施行令第百八十二条第一項又は第三項
第六十八条 第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を	賛否をともし
第六十八条 第一項第六号及び第七号	公職の候補者の氏名	賛否
第六十八条 第一項第八号	公職の候補者の何人を記載したか	賛否
第七十一条	当該選挙にかかる議員又は長の任期間	賛否の投票の結果が確定するまでの間
第七十六条	第六十二条	第六十二条第八項

一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」及び「公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」とあり、並びに同条第三項中「公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」及び「公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」とあるのは「賛否」と読み替えるものとする。

<p>第八十条第一項</p>	<p>各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。）各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。）。</p>	<p>賛否の投票総数</p>
<p>第八十条第二項</p>	<p>各公職の候補者の得票総数</p>	<p>賛否の投票総数</p>
<p>第八十条第三項</p>	<p>各公職の候補者、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数</p>	<p>賛否の投票総数</p>
<p>第八十三条第二項</p>	<p>当該選挙に係る議員又は長の任期間</p>	<p>賛否の投票の結果が確定するまでの間</p>
<p>第八十三条</p>	<p>当該選挙にかかる議員又</p>	<p>賛否の投票の結果が確定</p>

第三項	は長の任期間	するまでの間
第百三十五 条	第八十八条に掲げる者	投票管理者、開票管理者 及び選挙長
第百三十八 条第二項	特定の候補者の氏名若し くは政党その他の政治団 体の名称	一の普通地方公共団体の みに適用される特別法に ついての賛否
第百三十八 条の三	公職に就くべき者	一の普通地方公共団体の みに適用される特別法に ついての賛否
第百六条 第一項	当選	賛否の投票の結果
第百七条 第二項	第百一条の三第二項又は 第百六条第二項の規定に よる告示の日	地方自治法施行令第百八 十三条第一項の公表の日
第百七条 第二項	地方公共団体の議会の議 員及び長の当選	賛否の投票の結果
第百九条 第一項	当選	賛否の投票の結果
第百十九 条第一項	おける当選	おける賛否の投票の結果
第百二十 六条第二項 、第百二 十七条及び 第百二十	被選挙人の氏名	賛否



八条第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	賛否又は
第二百三十七條の二第一項	指示する	指示に従い
第二百三十七條の二第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第二百五十五條第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否

	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第二百五十五 五条第三項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称 公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否

② (略)

第百八十七条 地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十一条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第三十八条第三項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に

② (略)

第百八十七条 地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十一条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第三十八条第三項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に

限る。)、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項(同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。)、及び第三項(公職の候補者に関する部分に限る。)、第四十八条の二第二項(同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。)、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第五十六条(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八條第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十六条(同法第六十二条第八項本文及び第十項に関する部分を除く。)、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第九章、第九十五条から第九十六条まで、第九十八条、第十一章、第一百二十六条、第一百二十七条、第一百二十九条から第三十四条まで、第一百三十六条の二第二項、第一百三十七条の三、第三百三十九条ただし書、第四百十条の二(選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。)、第四百一条から第四百七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第五十一条の二まで、第五百五十一条の五、第五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十六条の七、第六十五条の二、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十九条の二第二項から第五項まで、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第

限る。)、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十八条の二第二項(第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。)、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第五十六条(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号から第五号まで及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十六条(第六十二条第八項本文及び第十項に関する部分を除く。)、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第九章、第九十五条から第九十六条まで、第九十八条、第十一章、第一百二十六条、第一百二十七条、第一百二十九条から第三十四条まで、第一百三十六條の二第二項、第一百三十七条の三、第三百三十九条の二(選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。)、第四百一条から第四百七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第五十一条の二まで、第五百五十一条の五、第五百五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十六条の七、第六十五条の二、第六十七條から第七十二条の二まで、第七十五条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十九条の二第二項から第五項まで、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十六条、第二百十七条、第二百九条第一項(行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。)、及び第二項、第二百二十条第二項、

二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条から第二百二十三条の二まで、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項から第三項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（公職選挙法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、準用しない。

### 第三編 特別地方公共団体

第二百二十一条第三項、第二百二十二条から第二百二十三条の二まで、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四条第一項から第三項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、準用しない。

### 第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第一節 一部事務組合

(代表理事等)

第二百十一条 地方自治法第二百八十七条の三第二項に規定する理事会（第三項及び第四項において「理事会」という。）に、代表理事一人を置く。

2～4 (略)

(通知すべき議決事件)

第二百十一条の二 地方自治法第二百八十七条の四に規定する一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものは、次に掲げる事件とする。

一～四 (略)

(特例一部事務組合に関する読替え)

第二百十一条の三 地方自治法第二百九十二条の規定によりこの政令中「都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合（同法第二百八十七条の二第二項に規定する特例一部事務組合をいう。）に準用する場合においては、第二百十一条の四第二項中「地方自治法第九十八条第一項に規定する議会」とあるのは、「地方自治法第二百八十七条の二第七項において読み替えて準用する同法第九十八条第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第二百十一条の五第二項中「地方自治法

第三章 地方公共団体の組合

第一節 一部事務組合

(代表理事等)

第二百十一条 地方自治法第二百八十七条の二第二項に規定する理事会（第三項及び第四項において「理事会」という。）に、代表理事一人を置く。

2～4 (略)

(通知すべき議決事件)

第二百十一条の二 地方自治法第二百八十七条の三に規定する一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものは、次に掲げる事件とする。

一～四 (略)

第百条第一項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第七項において読み替えて準用する同法第百条第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第百七十四条の四十九の三十八第二項中「地方自治法第二百五十二条の四十第二項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第八項において読み替えて準用する同法第二百五十二条の四十第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と読み替えるものとする。

第二節 広域連合

第二百二十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十二条	都道府県及び地方自治法	二箇月以内
第三項	第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	(略)
(略)	(略)	(略)

第二節 広域連合

第二百二十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十二条	都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内
第四項	は二箇月以内	(略)
(略)	(略)	(略)

第九十二条 第四項	都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に あつては三十一日以内	六十二日以内
第九十三条	都道府県に関する請求に あつては市町村ごとに、 指定都市に関する請求に あつては区ごとに	市町村ごとに
第九十三条 の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合
第九十四条 第一項	(略) 都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては五日以内	(略) 十日以内
(略)	(略)	(略)

第九十二条 第五項	都道府県にあつては六十 二日以内、市町村にあつ ては三十一日以内	六十二日以内
第九十三条	都道府県に関する請求に あつては市町村ごとに、 地方自治法第二百五十二 条の十九第一項の指定都 市（以下「指定都市」と いう。）に関する請求に あつては区ごとに	市町村ごとに
第九十三条 の二第一項	都道府県又は指定都市 、それぞれ、都道府県に あつては十日、指定都市 にあつては五日を経過す る日	広域連合 十日を経過する日
第九十四条 第一項	(略) 都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町 村に関する請求にあつて は五日以内	(略) 十日以内
(略)	(略)	(略)

第九十六条	第一項	、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	(略)
第九十七条	第二項	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては三日以内	五日以内

第二百二十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)

第九十六条	第一項	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	(略)
第九十七条	第二項	都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内	五日以内

第二百二十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十二条	普通地方公共団体の長	広域連合の監査を行う機関
第三項		



第九十二条 第三項	都道府県及び地方自治法 第二百五十二条の十九第 一項の指定都市（以下「 指定都市」という。）に あつては二箇月以内、指 定都市以外の市町村にあ つては一箇月以内	二箇月以内
第九十二条 第四項	都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に あつては三十一日以内	六十二日以内
第九十三条	都道府県に関する請求に あつては市町村ごとに、 指定都市に関する請求に あつては区ごとに	市町村ごとに

第九十二条 第四項	都道府県にあつては二箇 月以内、市町村にあつて は一箇月以内	二箇月以内
第九十二条 第五項	都道府県にあつては六十 二日以内、市町村にあつ ては三十一日以内	六十二日以内
第九十三条	都道府県に関する請求に あつては市町村ごとに、 地方自治法第二百五十二 条の十九第一項の指定都 市（以下「指定都市」と いう。）に関する請求に あつては区ごとに	市町村ごとに

第九十三條 の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合	第九十四條 第一項	(略)	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては五日以内	(略)	(略)	第九十六條 第一項	(略)	、都道府県又は指定都市 に関する請求にあつては 十日以内、指定都市以外 の市町村に関する請求に あつては五日以内	(略)	(略)	第九十七條 第二項	(略)	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては五 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては三日以内
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

第九十三條 の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合	第九十四條 第一項	(略)	都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町 村に関する請求にあつて は五日以内	(略)	(略)	第九十六條 第一項	(略)	、都道府県に関する請求 にあつては十日以内、市 町村に関する請求にあつ ては五日以内	(略)	(略)	第九十七條 第二項	(略)	都道府県に関する請求に あつては五日以内、市町 村に関する請求にあつて は三日以内
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(広域連合の議会の解散の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十三条 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域

連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、

第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)

の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

えるものとする。

第七十六条

第四項にお

いて準用す

る第七十四

条第五項

五十分の一

三分の一(その総数が四

十万を超え八十万以下の

場合にあつてはその四十

万を超える数に六分の一

を乗じて得た数と四十万

に三分の一を乗じて得た

数とを合算して得た数、

その総数が八十万を超え

る場合にあつてはその八

十万を超える数に八分の

一を乗じて得た数と四十

万に六分の一を乗じて得

た数と四十万に三分の一

を乗じて得た数とを合算

して得た数)

普通地方公共団体の選挙

広域連合の選挙管理委員

(広域連合の議会の解散の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十三条 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域

連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、

第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)

の規定を準用する場合には、同法第七十六条第四項において準用

する同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一(そ

の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗

じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」

と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選

挙管理委員会」と、同法第七十六条第一項中「普通地方公共団体の選挙

管理委員会」とあり、並びに同条第四項において準用する同法第七十四

条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「

広域連合の選挙管理委員会」と、同法第七十六条第三項中「選挙人」と

あるのは「広域連合の選挙人」と、同法第七十七条中「普通地方公共団

体の議会の議長」とあるのは「広域連合の議会の議長並びに広域連合を

組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙

する広域連合にあつては当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の

議長」と、「都道府県知事」とあり、及び「市町村長」とあるのは「広

域連合の長」と読み替えるものとする。

第七十六条 第四項にお いて準用す る第七十四 条の二第七 項及び第十 項	管理委員会 都道府県の選挙管理委員 会	広域連合の選挙管理委員 会
第七十六条 第一項	普通地方公共団体の選挙 管理委員会	広域連合の選挙管理委員 会
第七十六条 第三項	選挙人	広域連合の選挙人
第七十七条	普通地方公共団体の議会 の議長	広域連合の議会の議長並 びに広域連合を組織する 地方公共団体の議会にお いて当該広域連合の議会 の議員を選挙する広域連 合にあつては当該広域連 合を組織する地方公共団 体の議会の議長
都道府県知事		広域連合の長（第二百九 十一条の十三において準 用する第二百八十七条の 三第二項の規定により長 に代えて理事会を置く広

市町村長	域連合にあつては、理事 会。以下同じ。）
広域連合の長	

2・3 (略)

第二百十三条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)
第九十二条 第三項	都道府県及び地方自治法 第二百五十二条の十九第 一項の指定都市（以下「 指定都市」という。）に あつては二箇月以内、指 定都市以外の市町村にあ つては一箇月以内	二箇月以内
(略)	(略)	(略)
都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に	六十二日以内	

2・3 (略)

第二百十三条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十二条 第三項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員 会
第九十二条 第四項	都道府県にあつては二箇 月以内、市町村にあつて は一箇月以内	二箇月以内
(略)	(略)	(略)
都道府県にあつては六十 二日以内、市町村にあつ ては三十一日以内	六十二日以内	

第九十二条 第四項	あつては三十一日以内  (略)	(略)
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに
第九十三条 の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合
第九十四条 第一項	(略)  五十分の一	(略)  三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八

第九十二条 第五項	(略)	(略)
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに
第九十三条 の二第一項	都道府県又は指定都市、それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過する日	広域連合  十日を経過する日
第九十四条 第一項	(略)  五十分の一	(略)  三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

第九十六条 第一項	(略)	(略)	(略)	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	(略)	(略)	十日以内	十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	十日以内

第九十六条 第一項	(略)	(略)	(略)	都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	(略)	(略)	十日以内	都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	十日以内

	(略)	第九十七条	第一項
	(略)	(略)	五十分の一
<p>数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合に於てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算</p>

	(略)	第九十七条	第一項
	(略)	(略)	五十分の一
<p>た数)</p>	(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超える場合に於ては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>



	第九十七条 第二項	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては五 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては三日以内	五日以内	して得た数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二百十三条の五 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の

	第九十七条 第二項	都道府県に関する請求に あつては五日以内、市町 村に関する請求にあつて は三日以内	五日以内	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二百十三条の五 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四十九条の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する

規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百十一条の二、第四百十二条第一項（同法第四十九条の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百十二条の三並びに第四百六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令

る部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百十一条の二、第四百十二条第一項（同法第四十九条の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百十二条の三並びに第四百六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十一条 第四項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	賛否又は
(略)	(略)	(略)

2 前項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法施行令の規定を準用する場合には、同令の規定中道府県の議会の議員及び長の選挙に関する部分は広域連合の議会の解散の投票に関する規定、都道府県の選挙管理委員会に関する部分（同令第五十五条第二項及び第四項第二号を除く。）は広域連合の選挙管理委員会に関する規定とみなす。

第二百十三条の六 地方自治法第二百九十一条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十一条 第四項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	賛否
(略)	(略)	(略)

2 前項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法施行令の規定を準用する場合には、同令の規定中道府県の議会の議員及び長の選挙に関する部分は広域連合の議会の解散の投票に関する規定、都道府県の選挙管理委員会に関する部分（第五十五条第二項及び第四項第二号を除く。）は広域連合の選挙管理委員会に関する規定とみなす。

第二百十三条の六 地方自治法第二百九十一条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第四十六条 第一項	(略)	(略)
第四十六条 の二第二項	<p>条例で 投票用紙に氏名が印刷さ れた公職の候補者のうち その投票しようとするも の一人に対して、投票用 紙の記号を記載する欄</p>	<p>選挙管理委員会が 広域連合の議会の解散に 賛成するときは投票用紙 の賛成の記載欄に○の記 号を、これに反対すると きは反対の記載欄</p>
第四十六条 の二第二項	<p>第四十八条第一項 当該選挙の公職の候補者 の氏名</p>	<p>地方自治法第二百九十一 条の六第七項において準 用する第四十八条第一項 賛否</p>
第六十八条第一項第一号	<p>公職の候補者(公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。)一人の氏名 公職の候補者一人に対 して</p>	<p>が指示する賛否 の指示に従い賛成の記載 欄又は反対の記載欄に</p>
第六十八条第一項第一号	<p>「公職の候補者の氏名」 公職の候補者に対して○ の記号</p>	<p>同法第二百九十一条の六 第七項において準用する 第六十八条第一項第一号 「賛否をともし」 賛成の記載欄及び反対の 記載欄のいずれにも○の 記号を</p>

第四十六条 第一項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

	公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものである。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。	賛否のほか、他事を記載したもの
第六十二条 第九項	(略)	(略)
第六十八条 第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を	賛否とともに
第二百三十七條の二第一項	(略)	(略)
公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは	賛否又は	

第六十二条 第九項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
第二百三十七條の二第一項	(略)	(略)
公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは	賛否	

(略)	略称又は公職の候補者に 対して	
	指示する	指示に従い
(削除)	(削除)	(略)
(削除)	(削除)	(略)

2  
(略)

第二百十三条の七 地方自治法第二百九十一条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九條第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項

(略)	略称又は公職の候補者に 対して○の記号	
	衆議院議員又は参議院議員の選挙	広域連合の議会の解散の投票
第二十六条 三条	国庫	当該広域連合
(略)	(略)	(略)

2  
(略)

第二百十三条の七 地方自治法第二百九十一条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号から第五号まで及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四項まで及び第六項

、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第百一条から第百六条まで、第百八条、第十一章、第十二章、第百二十九条、第百三十条第一項第一号から第三号まで、第百三十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項、第百三十六条の二第二項、第百三十九条ただし書、第百四十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第百四十一条から第百四十七条の二まで、第百四十八条第二項及び第三項、第百四十八条の二から第百五十一条の二まで、第百五十一条の五、第百五十二条、第百六十一条から第百六十四条の五まで、第百六十四条の七、第百六十五条の二、第百六十七条から第百七十二条の二まで、第百七十五条から第百七十七条まで、第百七十八条の二、第百七十八条の三、第百七十九条第一項及び第三項、第百七十九条の二から第百九十七条まで、第百九十七条の二第二項から第五項まで、第百九十九条の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十三条（訴訟に関する部分を除く。）、第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項第三号及び第四号、第二百二十三号の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六号の二、第二百三十八号の二、第二百三十九号第二

から第九項まで、第百一条から第百六条まで、第百八条、第十一章、第十二章、第百二十九条、第百三十条第一項第一号から第三号まで、第百三十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項、第百三十六条の二第二項、第百三十九条ただし書、第百四十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第百四十一条から第百四十七条の二まで、第百四十八条第二項及び第三項、第百四十八条の二から第百五十一条の二まで、第百五十一条の五、第百五十二条、第百六十一条から第百六十四条の五まで、第百六十四条の七、第百六十五条の二、第百六十七条から第百七十二号の二まで、第百七十五条から第百七十七号まで、第百七十八条の二、第百七十八条の三、第百七十九号第一項及び第三項、第百七十九号の二から第百九十七号まで、第百九十七号の二第二項から第五項まで、第百九十九条の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十三条（訴訟に関する部分を除く。）、第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項第三号及び第四号、第二百二十三号の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六号の二、第二百三十八号の二、第二百三十九号第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号か

項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十二条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項第一号（公職選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（同法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定並びに都道府県の加入しない広域連合にあつては同法第四十四条第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票については、準用しない。

（広域連合の議会の議員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等）  
第二百十四条 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の

ら第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十二条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四条、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定並びに都道府県の加入しない広域連合にあつては同法第四十四条第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票については、準用しない。

（広域連合の議会の議員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等）  
第二百十四条 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の



規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十条第 四項前段に おいて準用 する第七十 四条第五項	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	(略)	(略)	(略)	第一項 第八十二条
						都道府県知事
						広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十条第 四項前段に おいて準用 する第七十 四条第五項	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	(略)	(略)	(略)	第一項 第八十二条
						都道府県知事
						広域連合の長

2 (略)		域連合にあつては、理事会。以下同じ。）	
----------	--	---------------------	--

第二百十四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(略)
第九十二条 第三項	都道府県及び地方自治法 第二百五十二条の十九第 一項の指定都市（以下「 指定都市」という。）に あつては二箇月以内、指 定都市以外の市町村にあ つては一箇月以内	二箇月以内	(略)
(略)	(略)	(略)	六十二日以内
都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に			

2 (略)		(略)	
----------	--	-----	--

第二百十四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第九十二条 第三項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員 会	(略)
第九十二条 第四項	都道府県にあつては二箇 月以内、市町村にあつて は一箇月以内	二箇月以内	(略)
(略)	(略)	(略)	六十二日以内
都道府県にあつては六十 二日以内、市町村にあつ ては三十一日以内			

第九十二条 第四項	あつては三十一日以内  (略)	(略)
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに
第九十三条 の二第二項	都道府県又は指定都市	広域連合
第九十四条 第一項	(略)  五十分の一	(略)  三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八

第九十二条 第五項	(略)	(略)
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに
第九十三条 の二第二項	都道府県又は指定都市、それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過する日	広域連合  十日を経過する日
第九十四条 第一項	(略)  五十分の一	(略)  三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)



	(略)	第九十七条	第一項
	(略)	五分の一	
<p>数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合に於てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>
	(略)	第九十七条	第一項
	(略)	五分の一	
<p>た数)</p>	(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超える場合に於ては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>

第九十七条 第二項	(略)	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては五 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては三日以内	して得た数)
			(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(広域連合の議会の議員の解職の投票への公職選挙法等の規定の準用等)

第二百十四条の三 第一百条の二、第四百条、第五百条、第七百七条、第九百九条の二、第九百九条の三、第一百十一条、第一百十二条、第二百十三條の三、第二百十三條の五第二項、第二百十三條の六第二項及び第二百十三條の七（公職選挙法第十二條第一項及び第四項並びに第三百三十一條第一項第五号に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二百十四条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条

第九十七条 第二項	(略)	都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内	(略)
			(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(広域連合の議会の議員の解職の投票への公職選挙法等の規定の準用等)

第二百十四条の三 第一百条の二、第四百条、第五百条、第七百七条、第九百九条の二、第九百九条の三、第一百十一条、第一百十二条、第二百十三條の三、第二百十三條の五第二項、第二百十三條の六第二項及び第二百十三條の七（公職選挙法第十二條第一項及び第四項、第六十八條第一項第二号及び第六号ただし書並びに第三百三十一條第一項第五号に関する部分を除く。）の規定は、広域連合の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二百十四条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条

、第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで

、第四章の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、

、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十一条	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	賛否又は
第五十六条	(略)	(略)

第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十一条	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名
第五十六条	(略)	(略)





の二第一項	<p>投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄</p> <p>第四十八条第一項</p> <p>当該選挙の公職の候補者の氏名</p> <p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名</p> <p>公職の候補者一人に対して</p> <p>第六十八条第一項第一号</p> <p>「公職の候補者の氏名」</p> <p>公職の候補者に対して○の記号</p> <p>公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものである。ただし、職業、身分、</p>	<p>広域連合の議会の議員の解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄</p> <p>地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する第四十八条第一項</p> <p>賛否</p> <p>が指示する賛否</p> <p>の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に</p> <p>同法第二百九十一条の六第七項において準用する第六十八条第一項第一号</p> <p>「賛否をともに」</p> <p>賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも○の記号を</p> <p>賛否のほか、他事を記載したもの</p>
(新設)		
(新設)		
(新設)		

第四十八條 第一項	当該選挙の公職の候補者の氏名	住所又は敬称の類を記入したもの、この限りでない。	公職の候補者の氏名を自書しないもの	公職の候補者の何人	公職の候補者のいずれに對して○の記号	当該選挙の公職の候補者の氏名	住所又は敬称の類を記入したもの、この限りでない。
第四十八條 第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称					公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	
第六十八條 第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を					二人以上の公職の候補者の氏名を	
第六十八條 第一項第六	公職の候補者の氏名					公職の候補者の氏名	
	賛否	賛否を自書しないもの	賛否	賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに對して○の記号を記載したか	賛否	賛否	
	賛否	賛否をととも				賛否をととも	

第四十八條 第一項	当該選挙の公職の候補者の氏名					当該選挙の公職の候補者の氏名	
第四十八條 第二項	当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称					当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	
第六十八條 第一項第二号	公職の候補者でない者					公職の候補者でない者	
第六十八條 第一項第六	公職の候補者の氏名					公職の候補者の氏名	
	氏名	広域連合の議会の議員の氏名				氏名	広域連合の議会の議員の氏名
		普通地方公共団体の議会の議員でない者					普通地方公共団体の議会の議員でない者

第二百三十		第七條の二第 一項	第七條の二第 一項	第六十八條 第一項第八 号	号及び第七 号
公職の候補者（公職の候	指示する	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿記載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿記載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	公職の候補者の何人を記載したか	公職の候補者の何人を記載したか
賛否	指示に従い		賛否又は	賛否	賛否

第二百三十		第七條の二第 一項	第七條の二第 一項	第六十八條 第一項第八 号	号及び第七 号
選挙人の指示する公職の○の記号	○の記号	選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿記載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	規定により公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿記載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	公職の候補者の何人	公職の候補者の何人
選挙人の賛否の指示に従	選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議員の氏名		規定により選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議員の氏名	賛否のいずれか又は何人	賛否のいずれか又は何人

七条の二第二項	補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	(略)	(略)	第二百五十五條第一項	公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	第二百五十五條第三項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称
		(略)	賛否			賛否	

七条の二第二項	候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	(略)	(略)	第二百五十五條第一項	選挙人が指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	第二百五十五條第三項	選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の
		(略)	選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名			選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名	

(削除)	又は一の参議院名簿届出 政党等の名称若しくは略 称	
	公職の候補者の氏名、衆 議院名簿届出政党等の名 称若しくは略称又は参議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	賛否
(削除)	(削除)	(削除)

2  
(略)

(広域連合の長の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十五條 地方自治法第二百九十一條の六第一項の規定により、広域連合の長(同法第二百九十一條の十三において準用する同法第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下この条から第二百十五條の五までにおいて同じ。)の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五條第五項後段、第八十條第四項後段、第八十五條及び第八十六條第四項後段を除く。)の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十一條	五十分の一	三分の一(その総数が四十 万を超え八十万以下の
第二項にお		

第二百六十 三條	名称若しくは略称又は一 の参議院名簿届出政党等 の名称若しくは略称	
	公職の候補者の氏名、衆 議院名簿届出政党等の名 称若しくは略称又は参議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称	選挙人の賛否の指示に従 つて広域連合の議会の議 員の氏名
衆議院議員又は参議院議 員の選挙 員	広域連合の議会の議員の 解職の投票	
国庫	当該広域連合	

2  
(略)

(広域連合の長の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十五條 地方自治法第二百九十一條の六第一項の規定により、広域連合の長の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五條第五項後段、第八十條第四項後段、第八十五條及び第八十六條第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第八十一條第二項において準用する同法第七十四條第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超える場合に於ては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十一條第一項中「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同条第二項において準用する同法第七十四條の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広

<p>第八十一条 第二項にお いて準用す</p>	<p>選挙人</p>	<p>広域連合の選挙人</p>
<p>第八十一条 第二項にお いて準用す る第七十四 条の二第七 項及び第十 項</p>	<p>普通地方公共団体の選挙 管理委員会 都道府県の選挙管理委員 会</p>	<p>広域連合の選挙管理委員 会</p>
<p>いて準用す る第七十四 条第五項</p>		<p>場合に於てはその四十 万を超える数に六分の一 を乗じて得た数と四十万 に三分の一を乗じて得た 数とを合算して得た数、 その総数が八十万を超え る場合に於てはその八十 万を超える数に八分の一 を乗じて得た数と四十 万に六分の一を乗じて得 た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算 して得た数)</p>

「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十一条第二項において準用する同法第七十六条第三項中「選挙人」とあるのは「広域連合の選挙人」と、同法第八十二条第二項中「前条第二項」とあるのは「第二百九十一条の六第一項において準用する第七十六条第三項」と、「普通地方公共体の長及び議会の議長」とあるのは「広域連合の長及び議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長を選挙する広域連合に於ては当該広域連合を組織する地方公共団体の長の」と読み替えるものとする。

<p>る第七十六 条第三項</p>	<p>第八十一条</p>	<p>第一項</p>	<p>普通地方公共団体の選挙 管理委員会</p>	<p>前条第二項</p>	<p>普通地方公共団体の長及 び議会の議長</p>	<p>広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）及び議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）を選挙する広域連合にあつては当該広域連合を組織する地方公</p>
-----------------------	--------------	------------	------------------------------	--------------	-------------------------------	---



2 (略)

第二百十五條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十一條第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(略)
第九十二條 第三項	都道府県及び地方自治法 第二百五十二條の十九第 一項の指定都市（以下「 指定都市」という。）に あつては二箇月以内、指 定都市以外の市町村にあ つては一箇月以内	二箇月以内	(略)
第九十二條	都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に あつては三十一日以内	六十二日以内	(略)

2 (略)

第二百十五條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十一條第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)
第九十二條 第三項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員 会	(略)
第九十二條 第四項	都道府県にあつては二箇 月以内、市町村にあつて は一箇月以内	二箇月以内	(略)
第九十二條	都道府県にあつては六十 二日以内、市町村にあつ ては三十一日以内	六十二日以内	(略)

第四項	第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに
第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合	
第九十四条第一項	(略) 五十分の一	(略) 三分の一(その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	

第五項	第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに
第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合 十日を経過する日	
第九十四条第一項	(略) 五十分の一	(略) 三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	

				第九十六条 第一項	(略)	(略)	(略)	内	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	(略)	(略)	万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	十日以内

				第九十六条 第一項	(略)	(略)	(略)	内	都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	(略)	(略)	十日以内	十日以内

	(略)	第九十七条	第一項
	(略)	(略)	五十分の一
<p>その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超える八十万以下の場合に於てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>

	(略)	第九十七条	第一項
	(略)	(略)	五十分の一
	(略)	(略)	<p>三分の一(その総数が四十万を超える場合に於ては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>

第九十七条 第二項	(略)	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては五 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては三日以内	(略)	五日以内
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(広域連合の長の解職の投票への公職選挙法等の規定の準用等)

第二百十五條の三 第一百條の二、第四百條、第四百五條、第四百七條、第四百九條の二、第四百九條の三、第四百一一條、第四百二條、第四百三條の三、第四百三條の五第二項、第四百三條の六第二項及び第四百三條の七の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二百十五條の四 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條、第四十九條の三、第四章の三、第五章(第五十條第五項及び第七項、第五十三條第一項(同令第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。))、第五十五條第六項及び第七

第九十七条 第二項	(略)	都道府県に関する請求に あつては五日以内、市町 村に関する請求にあつて は三日以内	(略)	五日以内
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(広域連合の長の解職の投票への公職選挙法等の規定の準用等)

第二百十五條の三 第一百條の二、第四百條、第四百五條、第四百七條、第四百九條の二、第四百九條の三、第四百一一條、第四百二條、第四百三條の三、第四百三條の五第二項、第四百三條の六第二項及び第四百三條の七(公職選挙法第六十八條第一項第二号及び第六号ただし書に関する部分を除く。)の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二百十五條の四 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條、第四十九條の三、第五章(第五十條第五項及び第七項、第五十三條第一項(第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。))、第五十五條第六項及び第七項、同条第八項及び第

項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する

九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第百

部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条 第四項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	（略）	（略）
第五十六条 第一項及び第二項	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	（略）	賛否
第五十六条	公職の候補者一人の氏名	（略）	賛否

第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条 第四項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	（略）	（略）
第五十六条 第一項及び第二項	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	（略）	広域連合の長の氏名
第五十六条	選挙人が指示する公職の	（略）	選挙人の賛否の指示に従

第四項			
第五十六條	公職の候補者の氏名	賛否	
第五項			
(略)	(略)	(略)	
第五十九條の五	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	賛否	
第五十九條の五の二	公職の候補者一人の氏名	賛否	
(略)	(略)	(略)	
第六十九條	公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等	広域連合の長(地方自治法第二百九十一條の十三において準用する同法第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下同じ。)又はその解職請求代表者	
(略)	(略)	(略)	

第二百十五條の五 地方自治法第二百九十一條の六第七項の規定により、広域連合の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	候補者一人の氏名	つて広域連合の長の氏名
第五十六條	公職の候補者の氏名	選挙人の賛否の指示に從つて広域連合の長の氏名
第五項		
(略)	(略)	(略)
第五十九條の五	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	広域連合の長の氏名
第五十九條の五の二	選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名	選挙人の賛否の指示に從つて広域連合の長の氏名
(略)	(略)	(略)
第六十九條	公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等	広域連合の長又はその解職請求代表者
(略)	(略)	(略)

第二百十五條の五 地方自治法第二百九十一條の六第七項の規定により、広域連合の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。



第三十七条 第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の長（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下同じ。）又はその解職請求代表者を除く。）
（略） 第四十六条 第一項	（略） 当該選挙の公職の候補者 一人の氏名	（略） 賛否
第四十六条 の二第二項	第四十六条 の二第二項 の氏名	第四十六条 の二第二項 の氏名
第四十六条 の二第二項	第四十八条第一項 の氏名	第四十八条第一項 の氏名
第四十八条第一項 の氏名	第四十八条第一項 の氏名	第四十八条第一項 の氏名
第四十八条第一項 の氏名	第四十八条第一項 の氏名	第四十八条第一項 の氏名
第四十八条第一項 の氏名	第四十八条第一項 の氏名	第四十八条第一項 の氏名

第三十七条 第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の長又はその解職請求代表者を除く。）
（略） 第四十六条 第一項	（略） 当該選挙の公職の候補者 一人の氏名	（略） 広域連合の長の氏名
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

第四十八条												
	当該選挙の公職の候補者	公職の候補者の氏名を自 書しないもの	公職の候補者の何人	公職の候補者のいずれに 対して○の記号	公職の候補者の氏名を自 書しないもの	公職の候補者の氏名をほ か、他事を記載したもの 。ただし、職業、身分、 住所又は敬称の類を記入 したものは、この限りで ない。	公職の候補者の氏名」	公職の候補者に対して○ の記号	第六十八条第一項第一号	公職の候補者一人に對し て	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。）一人の氏名	が指示する賛否
賛否	賛否	賛成の記載欄又は反対の 記載欄のいずれに對して ○の記号を記載したか	賛否	賛否を自書しないもの	賛否のほか、他事を記載 したもの	「賛否をともに」	賛成の記載欄及び反対の 記載欄のいずれにも○の 記号を	第六十八條第一項第一号	同法第二百九十一條の六 第七項において準用する 第六十八條第一項第一号	欄又は反対の記載欄に	の指示に従い賛成の記載 欄又は反対の記載欄に	

第四十八条										
	当該選挙の公職の候補者									
広域連合の長の氏名										

第一項	の氏名								
第四十八條 第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称 又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否							
第五十二條	被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称	賛否							
(略)	(略)	(略)							
第六十八條 第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を	賛否をともし							
第六十八條 第一項第六号及び第七号	公職の候補者の氏名	賛否							
第六十八條 第一項第八号	公職の候補者の何人を記載したか	賛否							
(略)	(略)	(略)							
第二百三十	公職の候補者（公職の候補者又は	賛否又は							

第一項	の氏名								
第四十八條 第二項	当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	当該選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名							
第五十二條	被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称	広域連合の長の氏名							
(略)	(略)	(略)							
第六十八條 第一項第二号	公職の候補者でない者	広域連合の長でない者							
第六十八條 第一項第六号及び第七号	公職の候補者の氏名	広域連合の長の氏名							
第六十八條 第一項第八号	公職の候補者の何人	賛否のいずれか又は何人							
(略)	(略)	(略)							
第二百三十	規定により公職の候補者	規定により選挙人の賛否							

(略)	<p>七条の二第 一 項</p> <p>二百三十 七条の二第 二 項</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>七条の二第 一 項</p> <p>補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して</p>	(略)	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>指示する</p>	<p>補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して</p>	(略)	<p>賛否</p>	<p>指示に従い</p>	
-----	--	---	---	-----	---	-------------	--	-----	-----------	--------------	--

(略)	<p>七条の二第 二 項</p> <p>二百三十 七条の二第 二 項</p>	<p>選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>七条の二第 一 項</p> <p>（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号</p>	(略)	<p>選挙人の指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>○の記号</p>	<p>（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号</p>	(略)	<p>選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名</p>	<p>選挙人の指示に従つて広域連合の長の氏名</p>	<p>（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号</p>
-----	--	---	--	-----	---	-------------	---	-----	-------------------------------	----------------------------	---

<p>第二百五十 五条第一項</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。） 一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>賛否</p>
<p>第二百五十 五条第三項</p>	<p>公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>賛否</p>
<p>公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称</p>	<p>公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>賛否</p>

<p>第二百五十 五条第一項</p>	<p>選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名</p>
<p>第二百五十 五条第三項</p>	<p>公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名</p>
<p>公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称</p>	<p>選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名</p>

	若しくは略称	
(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)

(広域連合の職員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十六条の二 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 (略)

第二百十六条の三 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の

	若しくは略称	
第二百六十条	衆議院議員又は参議院議員の選挙	広域連合の長の解職の投票
三条	国庫	当該広域連合

(広域連合の職員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十六条の二 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 (略)

第二百十六条の三 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の

解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十二条 第三項	(略)	都道府県及び地方自治法 第二百五十二条の十九第 一項の指定都市（以下「 指定都市」という。）に あつては二箇月以内、指 定都市以外の市町村にあ つては一箇月以内	(略)	二箇月以内
第九十二条 第四項	(略)	都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に あつては三十一日以内	(略)	六十二日以内
第九十三条	(略)	都道府県に関する請求に あつては市町村ごとに、 指定都市に関する請求に あつては区ごとに	市町村ごとに	

解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十二条 第四項	(略)	都道府県にあつては二箇 月以内、市町村にあつて は一箇月以内	(略)	二箇月以内
第九十二条 第五項	(略)	都道府県に関する請求に あつては市町村ごとに、 地方自治法第二百五十二 条の十九第一項の指定都 市（以下「指定都市」と いう。）に関する請求に あつては区ごとに	(略)	六十二日以内
第九十三条	(略)	都道府県に関する請求に あつては市町村ごとに、 指定都市に関する請求に あつては区ごとに	市町村ごとに	

第九十三条 の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合	第九十四条 第一項	(略)	(略)
第九十四条 第一項	都道府県又は指定都市 に 関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ	十 日以内	第九十三条 の二第一項	都道府県又は指定都市 に 関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ	十 日以内
第九十三条 の二第一項	都道府県又は指定都市 、それぞれ、都道府県に あつては十日、指定都市 にあつては五日を経過す る日	広域連合 十日を経過する日	第九十四条 第一項	(略)	(略)
第九十四条 第一項	都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町 村に関する請求にあつて は五日以内	十 日以内	第九十三条 の二第一項	都道府県又は指定都市 に 関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ	十 日以内



(略)	第九十六条 第一項	(略)	つては五日以内
(略)	、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	(略)	(略)
(略)	五十分の一	(略)	十分の一(その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

(略)	第九十六条 第一項	(略)	(略)
(略)	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	(略)	(略)
(略)	五十分の一	(略)	十分の一(その総数が四十万を超える数にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

第九十七条 第一項	(略)	(略)
第九十七条 第二項	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては五 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては三日以内	五分の一 三分の一(その総数が四 十万を超える八十万以下の 場合にあつてはその四十 万を超える数に六分の一 を乗じて得た数と四十万 を乗じて得た数と四十万 に三分の一を乗じて得た 数とを合算して得た数、 その総数が八十万を超え る場合にあつてはその八 十万を超える数に八分の 一を乗じて得た数と四十 万に六分の一を乗じて得 た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算 して得た数) 五日以内
(略)	(略)	(略)

(広域連合の規約の変更の要請の請求への地方自治法等の規定の準用等

第九十七条 第一項	(略)	(略)
第九十七条 第二項	都道府県に関する請求に あつては五日以内、市町 村に関する請求にあつて は三日以内	五分の一 三分の一(その総数が四 十万を超える場合にあつ ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数)
(略)	(略)	(略)

(広域連合の規約の変更の要請の請求への地方自治法等の規定の準用等

第二百七十七条 地方自治法第二百九十一条の六第五項の規定により、広域連合の規約の変更の要請の請求に同法の規定を準用する場合においては、同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 (略)

第二百七十七条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十二条	都道府県及び地方自治法	二箇月以内
第三項	第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に	

第二百七十七条 地方自治法第二百九十一条の六第五項の規定により、広域連合の規約の変更の要請の請求に同法の規定を準用する場合においては、同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 (略)

第二百七十七条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十二条	都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内
第四項		

第九十四条 第一項	(略)	五十分の一	(略)	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の	第九十三条 の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合	第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに	(略)	第九十二条 第四項	(略)	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内	(略)	あつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内

第九十四条 第一項	(略)	五十分の一	(略)	三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつ	第九十三条 の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合	第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに	(略)	第九十二条 第五項	(略)	都道府県にあつては六十二日以内、市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内	(略)	あつては十日後、指定都市にあつては五日を経過する日

第九十六条 第一項	(略)		
	(略)	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
	(略)	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	十日以内

第九十六条 第一項	(略)		
	(略)	都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	ては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
	(略)	都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	十日以内

	(略)	<p>(略)</p> <p>五十分の一</p> <p>三分の一（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>
第九十七条	(略)	(略)
第一項	五十分の一	<p>(略)</p> <p>三分の一（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、</p>

	(略)	<p>(略)</p> <p>五十分の一</p> <p>三分の一（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>
第九十七条	(略)	(略)
第一項	五十分の一	<p>(略)</p> <p>三分の一（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>

第九十七条 第二項	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては五 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては三日以内	その総数が八十万を超え る場合にあつてはその八 十万を超える数に八分の 一を乗じて得た数と四十 万に六分の一を乗じて得 た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算 して得た数) 五日以内
--------------	---	---

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百二十七条の三 第二百十一条の規定は、地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合について準用する。

第四編 補則

第二百二十四条 市町村が第九十一条第二項及び第四項、第九十三条の二第一項、第九十四条第三項及び第四項並びに第九十五条の二の規定（第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条及び第百二十一条において準用する場合を含む。）により処理することとされている事務（都道府県

第九十七条 第二項	都道府県に関する請求に あつては五日以内、市町 村に関する請求にあつて は三日以内	五日以内
--------------	--	------

第四編 補則

第二百二十四条 市町村が第九十一条第二項及び第四項、第九十二条第三項、第九十三条の二第一項、第九十四条第三項及び第四項並びに第九十五条の二の規定（第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条及び第百二十一条において準用する場合を含む。）により処理することとされて

に対する請求に係るものに限る。）、第百条の二第二項、第百四条第二項、第百七条第一項第三号及び第三項並びに第百九条の三第一項及び第二項の規定（第百十三条及び第百十六條の二において準用する場合を含む。）並びに第百九条の三第三項（第百十三条及び第百十六條の二において準用する場合を含む。）において適用する普通地方公共団体の議会の解散の投票に関する規定により処理することとされている事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）並びに第百六条、第百十四条及び第百十七条において準用する公職選挙法施行令の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）は、第二号法定受託事務とする。

いる事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）、第百条の二第二項、第百四条第二項、第百七条第一項第三号及び第三項並びに第百九条の三第一項及び第二項の規定（第百十三条及び第百十六條の二において準用する場合を含む。）並びに第百九条の三第三項（第百十三条及び第百十六條の二において準用する場合を含む。）において適用する普通地方公共団体の議会の解散の投票に関する規定により処理することとされている事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）並びに第百六条、第百十四条及び第百十七条において準用する公職選挙法施行令の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）は、第二号法定受託事務とする。



改 正 後	現 行
<p>（町村の一部事務組合等）</p> <p>第十一条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この政令の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（<u>地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会</u>）又は広域連合の長（<u>同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会</u>）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。</p>	<p>（町村の一部事務組合等）</p> <p>第十一条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この政令の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。</p>

改 正 後	現 行
<p>（災害報告）</p> <p>第五条 第一条に規定する公共土木施設について災害が生じた場合においては、その公共土木施設が市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）の維持管理に属するものにあつては市町村長（市町村の組合にあつては当該組合の管理者又は長（同法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）、市町村のみで組織している港務局にあつては当該港務局長。以下同じ。）が都道府県知事に、都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。）の維持管理に属するものにあつては都道府県知事又は指定都市の長（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合にあつては当該組合の管理者又は長（同法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）、都道府県又は指定都市がその組織に加わっている港務局長。以下同じ。）が主務大臣に、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を報告しなければならない。</p>	<p>（災害報告）</p> <p>第五条 第一条に規定する公共土木施設について災害が生じた場合においては、その公共土木施設が市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）の維持管理に属するものにあつては市町村長（市町村の組合にあつては当該組合の管理者又は長、市町村のみで組織している港務局にあつては当該港務局長。以下同じ。）が都道府県知事に、都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。）の維持管理に属するものにあつては都道府県知事又は指定都市の長（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合にあつては当該組合の管理者又は長、都道府県又は指定都市がその組織に加わっている港務局長にあつては当該港務局長。以下同じ。）が主務大臣に、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を報告しなければならない。</p>

2

(略)

2

(略)

（傍線の部分は改正部分）

改正後		現行	
第二章 教育委員会の委員			
（解職請求の手續）			
<p>第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十一条から第九十八条まで及び第九十八条の三の規定は、教育委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、</p> <p>「条制書」と、「条例制定又は改廃請求代表者署名簿」とあるのは「委員の解職請求代表者署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
（略）	（略）	（略）	（略）
第九十四条	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その四分の一を超え八十万以下の場合にあつては、その四分の一を超え八十万を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第一項			
<p>（解職請求の手續）</p> <p>第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十一条から第九十八条まで及び第九十八条の三の規定は、教育委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、</p> <p>「条制書」と、「条例制定又は改廃請求代表者署名簿」とあるのは「委員の解職請求代表者署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
（略）	（略）	（略）	（略）
第九十四条	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第一項			

第九十七条		第九十六条 第一項
五十分の一		(略)
三分の一(その総数が四 乗じて得た数)	三分の一(その総数が四 乗じて得た数と四十 万を超え、その総 数が八十万を超え る場合にあつてはそ の八十万を超える 数に八分の一を乗 じて得た数と四十 万に六分の一を乗 じて得た数と四十 万に三分の一を乗 じて得た数とを合 算して得た数)	三分の一(その総 数が四乗じて得た 数とを合算して得 た数)

第九十七条		第九十六条 第一項
五十分の一		(略)
三分の一(その総数が四 乗じて得た数)	三分の一(その総 数が四乗じて得た 数とを合算して得 た数)	(略)

第一項

十万を超え八十万以下の  
場合にあつてはその四十  
万を超える数に六分の一  
を乗じて得た数と四十万  
に三分の一を乗じて得た  
数とを合算して得た数、  
その総数が八十万を超え  
る場合にあつてはその八  
十万を超える数に八分の  
一を乗じて得た数と四十  
万に六分の一を乗じて得  
た数と四十万に三分の一  
を乗じて得た数とを合算  
して得た数)

2 委員の解職請求書、委員の解職請求代表者証明書、委員の解職請求署名簿、委員の解職請求署名収集委任状、委員の解職請求署名審査録及び委員の解職請求署名収集証明書は、地方自治法施行令第九十八条の四の規定に基づき命令で定める様式に準じて作成しなければならない。

第五章 教育組合

(教育組合の委員の任命資格に関する特例等)

第十四条 教育組合（選挙人の投票によりその管理者又は長（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項

第一項

十万を超える場合にあつ  
ては、その超える数に六  
分の一を乗じて得た数と  
四十万に三分の一を乗じ  
て得た数とを合算して得  
た数)

2 委員の解職請求書、委員の解職請求代表者証明書、委員の解職請求署名簿、委員の解職請求署名収集委任状、委員の解職請求のための署名収集委任届出書、委員の解職請求署名審査録及び委員の解職請求署名収集証明書は、地方自治法施行令第九十八条の四の規定に基づき命令で定める様式に準じて作成しなければならない。

第五章 教育組合

(教育組合の委員の任命資格に関する特例等)

第十四条 教育組合（選挙人の投票によりその管理者又は長を選挙するものを除く。以下この項において「長を公選としない教育組合」という。

の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）を選挙するものを除く。以下この項において「長を公選としない教育組合」という。）の教育委員会の委員の任命資格に関する法第四条第一項並びに第九条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「地方公共団体の長の」とあるのは、都道府県の加入する長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する都道府県の知事の」と、都道府県の加入しない長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する市町村の長の」とする。

2 (略)

(教育組合の委員の解職請求に関する特例)

第十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 第三条第一項の規定により、教育組合のうち一部事務組合又は広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求について地方自治法施行令第九十二条第三項、第九十三条、第九十三条の二第一項、第九十四条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第二項の規定を準用する場合においては、当該教育組合は、都道府県とみなす。

5 (略)

(最初に任命される委員の任期)

第十七条 教育組合の設置後最初に任命される教育委員会の委員の任期は、法第五条第一項本文の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、法第三条ただし書の条例の定めるところによりその定数を六人以上とする場

）の教育委員会の委員の任命資格に関する法第四条第一項並びに第九条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「地方公共団体の長の」とあるのは、都道府県の加入する長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する都道府県の知事の」と、都道府県の加入しない長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する市町村の長の」とする。

2 (略)

(教育組合の委員の解職請求に関する特例)

第十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 第三条第一項の規定により、教育組合のうち一部事務組合又は広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求について地方自治法施行令第九十二条第四項、第九十三条、第九十三条の二第一項、第九十四条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第二項の規定を準用する場合においては、当該教育組合は、都道府県とみなす。

5 (略)

(最初に任命される委員の任期)

第十七条 教育組合の設置後最初に任命される教育委員会の委員の任期は、法第五条第一項本文の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、法第三条ただし書の条例の定めるところによりその定数を六人以上とする場

合又は三人以上とする場合にあつては、次の各号に掲げる数（その数に一未滿の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）に相当する人数について、それぞれ当該各号に定める年数とする。この場合において、各委員の任期は、当該教育組合の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く教育組合にあつては、理事会）が定める。

一〇四（略）

合又は三人以上とする場合にあつては、次の各号に掲げる数（その数に一未滿の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）に相当する人数について、それぞれ当該各号に定める年数とする。この場合において、各委員の任期は、当該教育組合の管理者（教育組合のうち地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合であるものにあつては、理事会）又は長が定める。

一〇四（略）



改 正 後	現 行
<p>（一部事務組合等の職員を組合員とする組合）</p> <p>第七条 法第三条第三項に規定する一部事務組合等（以下この条において「一部事務組合等」という。）の職員は、次の各号に定めるところにより、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員が二以上の組合の組合員である場合 当該一部事務組合等を組織する地方公共団体が当該一部事務組合等の経費として支弁する額等を勘案して、当該一部事務組合等の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く一部事務組合等にあつては、理事会）が、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の長と協議して定めた組合</p>	<p>（一部事務組合等の職員を組合員とする組合）</p> <p>第七条 法第三条第三項に規定する一部事務組合等（以下この条において「一部事務組合等」という。）の職員は、次の各号に定めるところにより、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員が二以上の組合の組合員である場合 当該一部事務組合等を組織する地方公共団体が当該一部事務組合等の経費として支弁する額等を勘案して、当該一部事務組合等の管理者（広域連合にあつては、長）が、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の長と協議して定めた組合</p>

○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（事業ごとの地方公共団体の負担額）</p> <p>第七条 法第四条第一項に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額又は前条に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額は、その年に発生した激甚災害について、次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都道府県若しくは市町村の組合若しくは港務局（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局をいう。以下同じ。）又は当該組合の管理者若しくは長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）若しくは港務局長が施行する事業で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、査定事業費の額に対する当該組合の規約又は港務局長の定款で定められた分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額からその分担額に対応する国の負担額又は補助額を控除した金額</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>六 市町村（市町村の組合を含む。）又は社会福祉法人その他の地方公共団体以外の者が施行する事業（児童厚生施設等に係る事業を除く。）</p> <p>（）で都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及</p>	<p>（事業ごとの地方公共団体の負担額）</p> <p>第七条 法第四条第一項に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額又は前条に規定する法第三条第一項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額は、その年に発生した激甚災害について、次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都道府県若しくは市町村の組合若しくは港務局（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局をいう。以下同じ。）又は当該組合の管理者若しくは長若しくは港務局長が施行する事業で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、査定事業費の額に対する当該組合の規約又は港務局長の定款で定められた分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額からその分担額に対応する国の負担額又は補助額を控除した金額</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>六 市町村（市町村の組合を含む。）又は社会福祉法人その他の地方公共団体以外の者が施行する事業（児童厚生施設等に係る事業を除く。）</p> <p>（）で都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五</p>

び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。以下この号及び第九条第四項において同じ。)が費用の一部を負担し、又は補助し、国が当該都道府県の負担し、又は補助する金額の一部を負担し、又は補助するものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について都道府県が負担し、又は補助する金額から国が当該都道府県に対して負担し、又は補助する金額を控除した金額、市町村にあつては査定事業費の額から都道府県が負担し、又は補助する額を控除した金額(市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による市町村の分担額から当該市町村の分担額に対応する都道府県の負担額又は補助額を控除した金額)

七 (略)

2 (略)

十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。以下この号及び第九条第四項において同じ。)が費用の一部を負担し、又は補助し、国が当該都道府県の負担し、又は補助する金額の一部を負担し、又は補助するものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について都道府県が負担し、又は補助する金額から国が当該都道府県に対して負担し、又は補助する金額を控除した金額、市町村にあつては査定事業費の額から都道府県が負担し、又は補助する額を控除した金額(市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による市町村の分担額から当該市町村の分担額に対応する都道府県の負担額又は補助額を控除した金額)

七 (略)

2 (略)

改正後	現行
<p>第一章 合併協議会設置の請求 （署名の収集の方法等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3  前二項の規定による署名及び押印は、前条第二項の規定による告示があつた日から一月以内でなければ、これを求めることができない。ただし、法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から三十一日以内とする。</p> <p>4  法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十</p>	<p>第一章 合併協議会設置の請求 （署名の収集の方法等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3  請求代表者は、前項の規定により署名及び押印を求めるときのときは、直ちに、委任を受けた者の氏名及び委任の年月日を記載した書面（以下「署名収集委任届出書」という。）をもつて、その旨を当該市町村の長及び市町村の選挙管理委員会（当該市町村が指定都市である場合には、委任を受けた者の属する区選挙管理委員会）に届け出なければならない。</p> <p>4  第一項及び第二項の規定による署名及び押印は、前条第二項の規定による告示があつた日から一月以内でなければ、これを求めることができない。ただし、法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から三十一日以内とする。</p> <p>5  法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十</p>

六号) 第九十二条第四項に規定する期間とする。

(署名簿の仮提出)

第三条 請求代表者は、指定都市における請求につき当該請求に係る区域の一部について前条第三項ただし書の規定の適用がある場合には、署名簿が作成される区域ごとに同項に規定する期間が満了する日の翌日から五日を経過する日までに、当該区域に係る署名簿を区の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りでない。

2 (略)

(署名簿の提出及び審査等)

第四条 請求代表者は、署名簿に署名及び押印をした者の数が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数になったときは、第二条第三項に規定する期間が満了する日(指定都市における請求につき当該請求に係る区域の一部について同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に規定する期間が満了する日)の翌日から五日を経過する日までに、署名簿(署名簿が二冊以上に分かれているときは、これを一括したもの)を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

2~4 (略)

(準用)

第十四条 第二条から第十条までの規定は、法第四条第十一項の規定によ

六号) 第九十二条第五項に規定する期間とする。

(署名簿の仮提出)

第三条 請求代表者は、指定都市における請求につき当該請求に係る区域の一部について前条第四項ただし書の規定の適用がある場合には、署名簿が作成される区域ごとに同項に規定する期間が満了する日の翌日から五日を経過する日までに、当該区域に係る署名簿を区の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りでない。

2 (略)

(署名簿の提出及び審査等)

第四条 請求代表者は、署名簿に署名及び押印をした者の数が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数になったときは、第二条第四項に規定する期間が満了する日(指定都市における請求につき当該請求に係る区域の一部について同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に規定する期間が満了する日)の翌日から五日を経過する日までに、署名簿(署名簿が二冊以上に分かれているときは、これを一括したもの)を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

2~4 (略)

(準用)

第十四条 第二条から第十条までの規定は、法第四条第十一項の規定によ

る投票の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「請求代表者」とあるのは「投票実施請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「投票実施請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「投票実施請求代表者証明書」と、第四条第一項、第九条第一項及び第十条中「五十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条中「長」とあるのは「選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

(公職選挙法の規定のうち準用しないもの)

第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六條第一項から第三項までの項（同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、

る投票の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「請求代表者」とあるのは「投票実施請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「投票実施請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「投票実施請求代表者証明書」と、第二条第三項中「長及び市町村の選挙管理委員会」とあるのは「選挙管理委員会」と、第四条第一項、第九条第一項及び第十条中「五十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条中「長」とあるのは「選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

(公職選挙法の規定のうち準用しないもの)

第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関す

第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八條の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十六条まで、第九十八条、第十一章、第十二章、第二百二十九条から第三十四条まで、第三十六条の二第二項、第三十九条ただし書、第四十一条から第四十七条の二まで、第四十八条第二項及び第三項、第四十八条の二から第五十一条の二まで、第五十一条の五、第五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十六条ただし書、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第七十六条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十七条の二第二項から第五項まで、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二十一条まで、第二百十四条、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十四条（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条第三項に関する部分に限る。）、第二百三十五条、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第

る部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十六条まで、第九十八条、第十一章、第十二章、第二百二十九条から第三十四条まで、第三十六条の二第二項、第三十九条ただし書、第四十一条から第四十七条の二まで、第四十八条第二項及び第三項、第四十八条の二から第五十一条の二まで、第五十一条の五、第五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十六条ただし書、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第七十六条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十七条の二第二項から第五項まで、第九十九条の二、第九十九条の三、第二百四条、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十四条（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条第三項に関する部分に限る。）、第二百三十五条、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第

二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條、第二百四十一條第一号、第二百四十二條、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百四十七條まで、第二百四十九條の二から第二百四十九條の五まで、第二百五十條（同法第二百四十八條及び第二百四十九條に関する部分を除く。）、第二百五十一條から第二百五十二條の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四條の二まで、第二百五十五條第四項及び第五項、第二百五十五條の二から第二百六十四條まで、第二百六十六條第一項後段及び第二項、第二百六十七條、第二百六十八條、第二百六十九條後段、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項ただし書、第二百七十一條から第二百七十一條の五まで並びに第二百七十五條の規定は、準用しない。

（公職選挙法施行令の準用）

第二十二條 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十六條の三まで、第二十六條の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六條の五から第二十八條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條第一項及び第四十八條第一項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第四十九條の三、第四章の三、第五十條（第五項及び第七項を除く。）、第五十一條、第五十二條、第五

二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百四十七條まで、第二百四十九條の二から第二百四十九條の五まで、第二百五十條（同法第二百四十八條及び第二百四十九條に関する部分を除く。）、第二百五十一條から第二百五十二條の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四條の二まで、第二百五十五條第四項及び第五項、第二百五十五條の二から第二百六十四條まで、第二百六十六條第一項後段及び第二項、第二百六十七條、第二百六十八條、第二百六十九條後段、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項ただし書、第二百七十一條から第二百七十一條の五まで並びに第二百七十五條の規定は、準用しない。

（公職選挙法施行令の準用）

第二十二條 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十六條の三まで、第二十六條の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六條の五から第二十八條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五條、第四十六條第一項及び第四十八條第一項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第四十九條の三、第四章の三、第五十條（第五項及び第七項を除く。）、第五十一條、第五十二條、第五



十三条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条（第六項及び第七項に係る部分を除く。）、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、同条第五項（同条第四項に関する部分を除く。）、第六十二条、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項、第八十七条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二百二十五条の四、第二百二十九条第一項、第三百三十一条（第一項後段を除く。）、第三百三十八条、第四百四十一条の二第一項、第四百四十一条の三、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）

十三条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条（第六項及び第七項に係る部分を除く。）、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条（第四項に係る部分を除く。）、第六十二条、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項、第八十七条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二百二十五条の四、第二百二十九条第一項、第三百三十一条（第一項後段を除く。）、第三百三十八条、第四百四十一条の二第一項、第四百四十一条の三、第四百四十二条第一項及び第二項、第四百四十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第四百四十二条の三、第四百四十五条、第四百四十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票について準用する。この

及び第二項、第四百二十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第四百二十二条の三、第四百二十五条、第四百二十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(準用)

第二十八条 第一条第四項及び第五項並びに第二条から第十一条までの規定は法第五条第一項の規定による請求について、第十二条の規定は法第五条第七項の規定により意見を述べる機会を与えるときについて準用する。この場合において、これらの規定中「代表者証明書」とあるのは「同一請求代表者証明書」と、「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と、第二条第三項中「前条第二項」とあるのは「第二十七条第四項」と、第十一条中「合併請求市町村」とあり、及び「合併対象市町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と読み替えるものとする。

#### 第四章 補則

(合併協議会設置請求書の様式)

第五十四条 合併協議会設置請求書、代表者証明書、署名簿、署名収集委任状、署名審査録、署名収集証明書、投票実施請求書、投票実施請求代表者証明書、合併協議会設置同一請求書及び同一請求代表者証明書の様式は、総務省令で定める。

場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(準用)

第二十八条 第一条第四項及び第五項並びに第二条から第十一条までの規定は法第五条第一項の規定による請求について、第十二条の規定は法第五条第七項の規定により意見を述べる機会を与えるときについて準用する。この場合において、これらの規定中「代表者証明書」とあるのは「同一請求代表者証明書」と、「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と、第二条第四項中「前条第二項」とあるのは「第二十七条第四項」と、第十一条中「合併請求市町村」とあり、及び「合併対象市町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と読み替えるものとする。

#### 第四章 補則

(合併協議会設置請求書の様式)

第五十四条 合併協議会設置請求書、代表者証明書、署名簿、署名収集委任状、署名収集委任届出書、署名審査録、署名収集証明書、投票実施請求書、投票実施請求代表者証明書、合併協議会設置同一請求書及び同一請求代表者証明書の様式は、総務省令で定める。

改正後		現行	
<p>（地方自治法施行令の準用）</p> <p>第二十二條 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十五條の二から第九十五條の四まで、第九十七條、第九十八條第一項、第九百條の二、第九百三條から第九百五條まで、第九百十一條及び第九百十二條（直接請求）の規定は、法第九十九條第一項の規定による海区漁業調整委員会の委員の解職の請求及び投票に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ下欄のように読み替えるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
第九十七條第二項	都道府県又は指定都市に關する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に關する請求にあつては三日以内	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第九百五條	(略)	(略)	(略)
<p>（地方自治法施行令の準用）</p> <p>第二十二條 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十五條の二から第九十五條の四まで、第九十七條、第九十八條第一項、第九百條の二、第九百三條から第九百五條まで、第九百十一條及び第九百十二條（直接請求）の規定は、法第九十九條第一項の規定による海区漁業調整委員会の委員の解職の請求及び投票に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ下欄のように読み替えるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
第九十七條第二項	都道府県に關する請求にあつては五日以内、市町村に關する請求にあつては三日以内	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第九百五條第一項	(略)	(略)	(略)

改 正 後	現 行
<p>（一般会計とみなされる特別会計の範囲等） 第七十二条（略）</p> <p>2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十五条（相互に関連する事務の共同処理）の一部事務組合が特別会計を設けて次に掲げる事業以外の事業を行う場合において、当該一部事務組合が、同法第二百八十七条の三第一項（<u>第二百八十五条の一部事務組合に関する特別</u>）の規定に基づき、その規約において当該事業に係る事件の議決の方法について特別の規定を設けたときは、当該事業に係る法第六十条の規定の適用については、当該事業は、同条第一項本文の一般会計に係る業務として行う事業とみなす。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（一般会計とみなされる特別会計の範囲等） 第七十二条（略）</p> <p>2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十五条（相互に関連する事務の共同処理）の一部事務組合が特別会計を設けて次に掲げる事業以外の事業を行う場合において、当該一部事務組合が、同法第二百八十七条の二第一項（<u>第二百八十五条の一部事務組合に関する特別</u>）の規定に基づき、その規約において当該事業に係る事件の議決の方法について特別の規定を設けたときは、当該事業に係る法第六十条の規定の適用については、当該事業は、同条第一項本文の一般会計に係る業務として行う事業とみなす。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>3（略）</p>